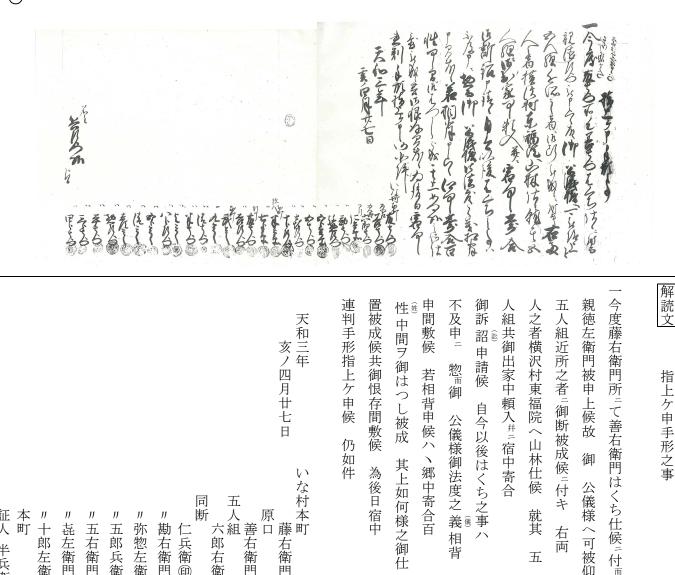
郷土

伊奈村百姓博奕 件証文 その35

編集・発行: 五日市郷土館

発行:令和4年5月1日



性中間ヲ御はつし被成申間敷候 若相背申候ハ 御訴詔申請候 置被成候共御恨存間敷候 不及申っ 親徳左衛門被申上候故 人組共御出家中頼入#「宿中寄合 人之者横沢村東福院へ山林仕候 五人組近所之者『御断被成侯』付キ 惣電御 若相背申候ハ、郷中寄合百 自今以後はくち之事ハ 公儀様御法度之 義 相背 御 其上如何様之御仕 為後日宿中 公儀様へ可被仰上と 就其 右両 五.

天和三年 亥ノ四月廿七日

仍如件

五人組五人組

仁兵衛印

ル勘右衛門印

同断

"五郎兵衛回 n 弥惣左衛門印

"五右衛門@

»十郎左衛門@

本町

証人 半兵衛印

衛門と善右衛門の両人横沢村東福院へ

原口 藤右衛門邸 ・ 藤石衛門邸

善右衛門印

口語訳 証文一札指し上げます

このたび伊奈村本町の藤右衛門の所で伊奈

ので、 ついて、 近所の者にお断りなされた件につき、藤右 村原口の善右衛門がばくち(賭博)をしたことに 御公儀様へ仰せ上げられべくと五人組と 善右衛門の親徳左衛門が申し出られた

"七郎兵衛@

指上ケ申手形之事

ル藤右衛門印

本町兵へ

n 吉左衛門@

"九兵へ回

川半右衛門印 川清右衛門印

| 与兵へ回

川八郎左衛門印

"五郎兵へ回

∥清兵へ印

»惣左衛門⑪ #彦兵へ回

"平右衛門@

名主

三郎右衛門印 四郎右衛門印

まいる

兵左衛門様

山林(山林抖擻)いたさせ、その事について五人組

の者達が

東福院の僧へ頼み入れました。同時に

伊奈村の本町宿中寄り合い、御訴訟を

御請けし承知しました。今後ばくちの事

は申すまでもなく、すべて御公儀様御法

度の事に背くような事は致させません。もし、

違背することがありましたら伊奈の郷中

寄り合い、百姓仲間を御はずし下され、その上

どのようなお仕置を成されられても、お恨み致

す事は致しません。

後日のため宿中(本町)の者達連判の

証文を指し上げ申します。

天和三年 (1 6 8 3)

(人四月廿七日)

10 美工艺具

な村本町

藤右衛門印

原口 善右衛門印

(以下 **25** 名省略

名主

兵左衛門様

まいる

解説

花札も盛行し、このカルタが賭博用となった。 おりかり や天正カルタが流行し、やがて19世紀初めには いっかり や天正カルタが流行し、やがて19世紀初めには 国で賭博禁止令を定めているため、戦国大名によって取国で賭博禁止令を定めているため、戦国大名によって取

娯楽場がつくられている。

庶民風俗として盤上遊戯が普及し風呂屋の二階には

江戸時代初期次々と禁止令が出されている。その反面
中世から近世にかけては碁、将棋も賭物としたため、

る。 流行しており、江戸幕府の禁止令の触書に多く出てく 類の博奕が生まれている。特に三笠付は百姓達の間で 類の博奕が生まれている。特に三笠付などいろいろな種 三つぼ・四つぼ・源平・大黒つき・三笠付などいろいろな種 江戸時代には楊弓・大黒・天狗頼母子・三枚加留多・

ていたが、それが賭博として金品や田畑など賭けるよ博奕はこの地方でも庶民の娯楽として隠れて行われ

ない百姓達にとっては楽しみの一つであった。うになり、本来は禁止されているのだが、娯楽の少

この古文書に出てくる東福院は、当時大悲願寺にの古文書に出てくる東福院は、当時大悲願寺とた。裏の山林の北側には両墓制による埋墓があした。裏の山林の北側には両墓制による埋墓があり、昼でも寂しい所だった。伊奈村本町の藤右衛門り、昼でも寂しい所だった。伊奈村本町の藤右衛門り、昼でも寂しい所だった。伊奈村本町の藤右衛門り、昼でも寂しい所だった。伊奈村本町の藤右衛門が東福院へ頼み入れた。

博奕は幕府の禁令にも背く行為で、毎年名主が 物百姓に読み聞かせる「五人組帳前書」にも書かれてあった。しかしどこの村でも、山の上の畑の小屋をしていた。そのため旧家では「数代前の先祖が博変好きで我が家の田や畑を手放した」などの話はよく聞かれる。伊奈村原口の善右衛門も相当博奕にく聞かれる。伊奈村原口の善右衛門も相当博奕には村人達多勢をまき込んで息子に仕置きを与えて、財の振り方を正そうと思ったのではないだろうか。身の振り方を正そうと思ったのではないだろうか。身の振り方を正そうと思ったのではないだろうか。

参考文献

子が垣間見られる。

国史大辞典 第十一巻(発行㈱吉川弘文館)